

# ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業 調査票記入注意

この調査票にお答えの内容は、統計上の  
目的以外に使用されることはありません

平成18年11月1日  
経済産業省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。  
調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しと  
なっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

## 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンをを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3% 6%、1.5% 2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「主たる業務」( ) について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。  
( ) この調査における「主たる業務」とは、「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」のうち、売上高が多い業務をいいます（以下同じ）。当該各業務の内容は、下記の「 . 調査対象となる事業所」の(1)及び(2)において記載されている業務となりますので参照してください。

## 調査対象となる事業所

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（JSIC）小分類391 - ソフトウェア業又は同小分類392 - 情報処理・提供サービス業に格付けされる事業所です。具体的には、

- (1) 「ソフトウェア業」は、顧客の要請に応じて、以下の業務を営む事業所が調査の対象となります。

電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス  
電子計算機のパッケージプログラム( ) の作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス

- ( ) プログラムとマニュアルがセットになって箱にパッケージングされているソフトウェア、パソコン等に最初から組み込まれて（インストールされて）出荷されているソフトウェア、ゲーム用ソフトウェアなど

- (2) 「情報処理・提供サービス業」は、顧客の要請に応じて、以下の業務を営む事業所が調査の対象となります。

電子計算機を用いて委託された計算を行うサービス（顧客が自ら運転する場合を含む）  
電子計算機用のデータ媒体にデータを書き込むサービス（データエントリーサービス）

各種（不動産情報、気象情報、科学技術情報など）のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供するデータベースサービス  
ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営サービス  
市場調査、世論調査などの各種調査サービス

ただし、次のような業務を行う事業所は調査の対象となりません。

インターネット附随サービス業（JSIC小分類401）

（注）アプリケーション・サービス・プロバイダー（ASP）、コンテンツ配信等の業務ですが、ソフトウェアの作成から一貫して行うASP業務など一部調査の対象となる業務もあるため、詳細については本記入注意の6頁をご覧ください。

ソフトウェアの販売

他の事業所によって開発されたソフトウェア・プロダクトの販売のみを行っている事業所（JSIC大分類J - 卸売・小売業）

社内業務

ソフトウェア業務又は情報処理・提供サービス業務を自企業のための社内業務としてのみ行っている事業所（金融機関の計算部門等）

情報を記録した物（オーディオディスクレコード、ビデオディスクレコード、オーディオテープレコード、磁気カード等）の製造 情報記録物製造業（JSIC細分類3296）

新聞、定期刊行物、テレビ等へのニュースの提供 ニュース供給業（JSIC細分類4151）

興信所（JSIC細分類8091）、観光案内業（JSIC細分類8399）

経営コンサルタント業（JSIC細分類8093）

（参考）日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ

（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご覧ください。）

#### (1) ソフトウェア業 (JSIC小分類番号 :391)

受託開発ソフトウェア業（JSIC細分類番号：3911）

顧客の委託により、電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所をいう。

【例示】受託開発ソフトウェア業、プログラム作成業、情報システム開発業、ソフトウェア作成コンサルタント業

パッケージソフトウェア業（JSIC細分類番号：3912）

電子計算機のパッケージプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所をいう。

【例示】パッケージソフトウェア業、ゲーム用ソフトウェア作成業

#### (2) 情報処理・提供サービス業 (JSIC小分類番号 :392)

情報処理サービス業（JSIC細分類番号：3921）

電子計算機などを用いて委託された計算サービス（顧客が自ら運転する場合を含む）、データエントリーサービスなどを行う事業所をいう。

【例示】受託計算サービス業、計算センター、タイムシェアリングサービス業、マシンタイムサービス業、データエントリー業、パンチサービス業

情報提供サービス業（JSIC細分類番号：3922）

各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供する事業所をいいます。

【例示】データベースサービス業（不動産情報、交通運輸情報、気象情報、科学技術情報などの提供サービス業）

その他の情報処理・提供サービス業（JSIC細分類番号：3929）

市場調査、世論調査など、他に分類されない情報処理・提供サービスを行う事業所をいう。

【例示】市場調査業、世論調査業

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに( )書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が現に所在する所在地を記入してください。</p> <p>(3) 「本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、本社が現に所在する所在地を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1万円、5千円未満の場合は「0万円と記入してください))</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1223 1414 1794"> <tr> <td data-bbox="459 1223 660 1301">1 会社</td> <td data-bbox="660 1223 1414 1301">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1301 660 1637">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="660 1301 1414 1637">公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1. 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1637 660 1794">3 個人経営</td> <td data-bbox="660 1637 1414 1794">個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1. 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1. 会社」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							
3	本社・支社別	<p>「事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p>						

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
3	本社・支社別 (つづき)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="459 342 659 456">1 単独事業所</td> <td data-bbox="659 342 1412 456">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 456 659 696">2 本 社</td> <td data-bbox="659 456 1412 696">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 696 659 810">3 支 社</td> <td data-bbox="659 696 1412 810">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>以下の調査事項 (番号 4~ 7)については、あなたの事業所みの金額 (又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>								
4	年間売上高	<p>(1) 「 事業所の年間売上高 (消費税額を含む。)」  <u>事業所の年間売上高</u>については、<u>あなたの事業所が平成 17年 11月 1日から平成 18年 10月 31日までの 1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u>          なお、上記 1 年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の 1 年間の事業所の売上高を記入してください。          当該年間売上高には、本社・支社 (営業所) 間及び支社 (営業所) 相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額 (提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価) を含めてください。          当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「 の 事業所の年間売上高 (消費税額を含む。)」に占める業務別売上高          上記 (1) の 「 」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」及び「その他業務」に分けて業務別売上高を記入してください。          「ソフトウェア業務」及び「情報処理・提供サービス業務」の業務の内容については、本記入注意の 「 . 調査対象となる事業所」において記載されている業務 (1 ~ 2 頁参照) に基づきますので、当該部分を参照してください。          「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務 (売上高がある業務) の売上高の割合を記入してください。例えば、「インターネット附随サービス業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の</p>						

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意												
4	年間売上高 (つづき)	<p>「インターネット附随サービス業務」欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「インターネット附随サービス業務」の売上高の割合を記入してください。</p> <p>なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業別区分(7~8 頁参照)に従ってください。</p> <p>(3) 「主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合</p> <p>「ソフトウェア業務」と「情報処理・提供サービス業務」のうち、売上高が多い業務(「主たる業務」といいます(以下同じ。))のみについて、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <p>&lt;ソフトウェア業務&gt;</p> <table border="1" data-bbox="464 987 1422 2029"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 987 683 1032">業務種類</th> <th data-bbox="683 987 1422 1032">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1032 683 1503">受注ソフトウェア開発</td> <td data-bbox="683 1032 1422 1503">                     特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス( )や保守業務も含めてください。                      ( )「システムインテグレーション・サービス」情報システムの企画提案(コンサルティング)から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス(LAN等ネットワーク構築を含む。)情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1503 683 1693">ソフトウェア・プロダクト</td> <td data-bbox="683 1503 1422 1693">                     不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイージーオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。                      他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1693 683 1771">業務用パッケージ</td> <td data-bbox="683 1693 1422 1771">                     企業や官庁などで業務用に使われるソフトウェア・プロダクトをいいます。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1771 683 1928">ゲームソフト</td> <td data-bbox="683 1771 1422 1928">                     家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム(単体で内蔵チップのみで起動するものは除きます)等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1928 683 2029">コンピュータ等基本ソフト</td> <td data-bbox="683 1928 1422 2029">                     コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。                 </td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内容例示	受注ソフトウェア開発	特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス( )や保守業務も含めてください。 ( )「システムインテグレーション・サービス」情報システムの企画提案(コンサルティング)から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス(LAN等ネットワーク構築を含む。)情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。	ソフトウェア・プロダクト	不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイージーオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。 他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。	業務用パッケージ	企業や官庁などで業務用に使われるソフトウェア・プロダクトをいいます。	ゲームソフト	家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム(単体で内蔵チップのみで起動するものは除きます)等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。	コンピュータ等基本ソフト	コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。
業務種類	内容例示													
受注ソフトウェア開発	特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス( )や保守業務も含めてください。 ( )「システムインテグレーション・サービス」情報システムの企画提案(コンサルティング)から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス(LAN等ネットワーク構築を含む。)情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。													
ソフトウェア・プロダクト	不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイージーオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。 他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。													
業務用パッケージ	企業や官庁などで業務用に使われるソフトウェア・プロダクトをいいます。													
ゲームソフト	家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム(単体で内蔵チップのみで起動するものは除きます)等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。													
コンピュータ等基本ソフト	コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。													

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意																
4	年間売上高 (つづき)	<p>&lt; 情報処理・提供サービス業務 &gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 360 683 398">業務種類</th> <th data-bbox="683 360 1418 398">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 398 683 584">情報処理サービス</td> <td data-bbox="683 398 1418 584">オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASP (アプリケーション・サービス・プロバイダー) サービス (ソフトウェアの作成から一貫して行うものに限る) 情報処理コンサルティングサービス (IT 関連投資に係わる企画コンサルティングのみ) など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 584 683 1099">システム等管理運営受託</td> <td data-bbox="683 584 1418 1099">ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス (データセンターに係わる業務を含めますが、サーバーをインターネット回線及び専用回線により契約先の PC 等に接続し、サーバーシステムの運用・管理等の業務を行うインターネットデータセンターは含めません) をここに含めてください。 オペレーター、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「<b>その他業務</b>」の「<b>サービス業務</b>」に含めてください。 システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1099 683 1173">データベースサービス</td> <td data-bbox="683 1099 1418 1173">コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1173 683 1285">インターネットによるもの</td> <td data-bbox="683 1173 1418 1285">インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいいます。(情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1285 683 1397">その他</td> <td data-bbox="683 1285 1418 1397">インターネットなどのネットワーク経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROM などのパッケージメディアによる提供業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1397 683 1543">各種調査</td> <td data-bbox="683 1397 1418 1543">シンクタンク業務、コンサルティング (情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「<b>情報処理サービス</b>」に含めてください。)、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1543 683 1727">その他</td> <td data-bbox="683 1543 1418 1727">キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務 (業務請負など) の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「インターネット附随サービス業務」(日本標準産業分類 (JSIC) 小分類番号401) についてはこの調査の対象とはなりません。(ただし、以下のとおり、一部調査の対象となる業務もあります。)</p> <p>【インターネット附随サービス業務の主な業務】</p> <p>ASP (アプリケーション・サービス・プロバイダー) 業務 ソフトウェアを購入し、オフィス・アプリケーションを複数の利用者にネットワーク経由で提供し、対価として利用料を徴収するサービス業務 (ただし、ソフトウェアの作成から一貫して行うものは、この</p>	業務種類	内容例示	情報処理サービス	オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASP (アプリケーション・サービス・プロバイダー) サービス (ソフトウェアの作成から一貫して行うものに限る) 情報処理コンサルティングサービス (IT 関連投資に係わる企画コンサルティングのみ) など	システム等管理運営受託	ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス (データセンターに係わる業務を含めますが、サーバーをインターネット回線及び専用回線により契約先の PC 等に接続し、サーバーシステムの運用・管理等の業務を行うインターネットデータセンターは含めません) をここに含めてください。 オペレーター、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「 <b>その他業務</b> 」の「 <b>サービス業務</b> 」に含めてください。 システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。	データベースサービス	コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいいます。	インターネットによるもの	インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいいます。(情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。)	その他	インターネットなどのネットワーク経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROM などのパッケージメディアによる提供業務をいいます。	各種調査	シンクタンク業務、コンサルティング (情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「 <b>情報処理サービス</b> 」に含めてください。)、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいいます。	その他	キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務 (業務請負など) の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務をいいます。
業務種類	内容例示																	
情報処理サービス	オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASP (アプリケーション・サービス・プロバイダー) サービス (ソフトウェアの作成から一貫して行うものに限る) 情報処理コンサルティングサービス (IT 関連投資に係わる企画コンサルティングのみ) など																	
システム等管理運営受託	ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス (データセンターに係わる業務を含めますが、サーバーをインターネット回線及び専用回線により契約先の PC 等に接続し、サーバーシステムの運用・管理等の業務を行うインターネットデータセンターは含めません) をここに含めてください。 オペレーター、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「 <b>その他業務</b> 」の「 <b>サービス業務</b> 」に含めてください。 システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。																	
データベースサービス	コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいいます。																	
インターネットによるもの	インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいいます。(情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。)																	
その他	インターネットなどのネットワーク経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROM などのパッケージメディアによる提供業務をいいます。																	
各種調査	シンクタンク業務、コンサルティング (情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「 <b>情報処理サービス</b> 」に含めてください。)、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいいます。																	
その他	キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務 (業務請負など) の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務をいいます。																	

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
4	年間売上高 (つづき)	<p>調査の対象となります。)</p> <p>IDC(インターネットデータセンター)業務 IDCが保有するサーバーをインターネット回線又は専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバーシステムの運用、管理等の業務及びインターネットのためのサーバーの賃貸、管理等を行うサーバホスティング・ハウジング業務(ただし、従来型のバッチ処理による計算処理等は、この調査の対象となります。)</p> <p>コンテンツ配信業務 ソフトウェアの作成を行わず、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信する業務(ただし、不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務は、この調査の対象となります。)</p> <p>その他 インターネットを利用する事業等をサポートするサービス業務(広告のためにインターネット上に場所を提供している広告媒体等のポータル事業及び課金・決済・回収代行等のプラットフォーム事業等)</p>										
5	年間売上高の 契約先産業別 割合	<p>(1) 「住たる業務」の年間売上高の契約先産業別割合」について 契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 1227 1422 2047"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1227 619 1263">契約先産業</th> <th data-bbox="619 1227 1422 1263">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1263 619 1384">建設業</td> <td data-bbox="619 1263 1422 1384">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1384 619 1659">製造業</td> <td data-bbox="619 1384 1422 1659">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1659 619 1733">電気・ガス・熱供給水道業</td> <td data-bbox="619 1659 1422 1733">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1733 619 2047">情報通信業 (同業者(9頁の( )参照)を除く)</td> <td data-bbox="619 1733 1422 2047">通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に付随するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業(9頁の( )参照)、インターネット付随サービス業(6頁の(注)参照)、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業)</td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業種例示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業 (同業者(9頁の( )参照)を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に付随するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業(9頁の( )参照)、インターネット付随サービス業(6頁の(注)参照)、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業)
契約先産業	業種例示											
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業											
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業											
電気・ガス・熱供給水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業											
情報通信業 (同業者(9頁の( )参照)を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に付随するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業(9頁の( )参照)、インターネット付随サービス業(6頁の(注)参照)、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業)											

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																				
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 360 619 394">契約先産業</th> <th data-bbox="619 360 1422 394">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 394 619 678">運輸業</td> <td data-bbox="619 394 1422 678">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 678 619 748">卸売・小売業</td> <td data-bbox="619 678 1422 748">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 748 619 891">金融・保険業</td> <td data-bbox="619 748 1422 891">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 891 619 925">不動産業</td> <td data-bbox="619 891 1422 925">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 925 619 1068">飲食店、宿泊業</td> <td data-bbox="619 925 1422 1068">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1068 619 1568">サービス業</td> <td data-bbox="619 1068 1422 1568">専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1568 619 1601">公務</td> <td data-bbox="619 1568 1422 1601">国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1601 619 1671">同業者</td> <td data-bbox="619 1601 1422 1671">「ソフトウェア業」又は「情報処理・提供サービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(9頁の( )参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1671 619 2063">その他</td> <td data-bbox="619 1671 1422 2063">農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業種例示	運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業	飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	サービス業	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)	公務	国家及び地方公務	同業者	「ソフトウェア業」又は「情報処理・提供サービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(9頁の( )参照)	その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。
契約先産業	業種例示																					
運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業																					
卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																					
金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																					
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業																					
飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																					
サービス業	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)																					
公務	国家及び地方公務																					
同業者	「ソフトウェア業」又は「情報処理・提供サービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(9頁の( )参照)																					
その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。																					



調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意						
5	年間売上高の契約先産業別割合 (つづき)	<p>( ) 契約先産業区分における「同業者」について</p> <p>あなたの事業所が「ソフトウェア業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約先が「ソフトウェア業」を営む場合は、「同業者」としてください。</li> <li>・契約先が「情報処理・提供サービス業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業(同業者を除く)」としてください。</li> </ul> <p>あなたの事業所が「情報処理・提供サービス業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約先が「情報処理・提供サービス業」を営む場合は、「同業者」としてください。</li> <li>・契約先が「ソフトウェア業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業(同業者を除く)」としてください。</li> </ul> <p>契約先が「ソフトウェア業」か「情報処理・提供サービス業」かの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。</p> <p>「ソフトウェア業」及び「情報処理・提供サービス業」の業務の定義は、本記入注意の「 .(1) 及び(2) 」(1頁参照)に従ってください。</p>						
6	年間営業費用及び年間営業費用有形固定資産取得額	<p>(1) 「 事業所の年間営業費用及び「主たる業務」の年間営業費用(消費税額を含む。) 」について</p> <p>年間営業費用については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>と「主たる業務」の両項目ごとにそれぞれ記入してください。なお、「主たる業務」についての区分経理がされていないため項目ごとの記入が困難な場合には、事業所の総売上高に占める「主たる業務」の売上高の比率を用いて事業所の営業費用を按分して、「主たる業務」に係る営業費用を記入してください。</p> <p>年間営業費用については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>が平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間にかかった費用について記入してください。</p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却による費用は含めないでください。</p> <p>年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="450 1491 1422 2002"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 1491 619 1532">費用区分</th> <th data-bbox="619 1491 1422 1532">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 1532 619 1895">給与支給総額</td> <td data-bbox="619 1532 1422 1895"> <p>平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1895 619 2002">外注費</td> <td data-bbox="619 1895 1422 2002"> <p>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	<p>平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>	外注費	<p>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>
費用区分	費用例示							
給与支給総額	<p>平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>							
外注費	<p>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>							

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意																						
6	年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="448 360 1422 1137"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 360 620 405">費用区分</th> <th data-bbox="620 360 1422 405">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 405 620 488">減価償却費</td> <td data-bbox="620 405 1422 488">取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 488 496 853">借料</td> <td data-bbox="496 488 1422 853"> <table border="1" data-bbox="496 488 1422 853"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 488 620 645">土地・建物</th> <th data-bbox="620 488 1422 645">賃借料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 488 620 645">土地・建物</td> <td data-bbox="620 488 1422 645">土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 645 620 853">機械・装置</td> <td data-bbox="620 645 1422 853">機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 853 620 1137">その他の営業費用</td> <td data-bbox="620 853 1422 1137"> <p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="432 1223 1449 1294">(2) 「事業所の過去1年間における営業用有形固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p data-bbox="485 1301 1449 1417">「事業所の営業用有形固定資産取得額」には、平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p data-bbox="485 1424 1449 1496">なお、この1年間に営業用有形固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p data-bbox="507 1503 1449 1538">年間営業用有形固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p data-bbox="507 1545 1449 1581">年間営業用有形固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="448 1621 1422 1989"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1621 620 1666">資産区分</th> <th data-bbox="620 1621 1422 1666">資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1666 620 1742">機械・設備・装置</td> <td data-bbox="620 1666 1422 1742">耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1742 620 1827">土地</td> <td data-bbox="620 1742 1422 1827">土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1827 620 1989">建物・その他の有形固定資産</td> <td data-bbox="620 1827 1422 1989">建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	借料	<table border="1" data-bbox="496 488 1422 853"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 488 620 645">土地・建物</th> <th data-bbox="620 488 1422 645">賃借料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 488 620 645">土地・建物</td> <td data-bbox="620 488 1422 645">土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 645 620 853">機械・装置</td> <td data-bbox="620 645 1422 853">機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	土地・建物	賃借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機械・装置	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。	その他の営業費用	<p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>	資産区分	資産例示	機械・設備・装置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用	土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など
費用区分	費用例示																							
減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																							
借料	<table border="1" data-bbox="496 488 1422 853"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 488 620 645">土地・建物</th> <th data-bbox="620 488 1422 645">賃借料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 488 620 645">土地・建物</td> <td data-bbox="620 488 1422 645">土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 645 620 853">機械・装置</td> <td data-bbox="620 645 1422 853">機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	土地・建物	賃借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機械・装置	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。																	
土地・建物	賃借料																							
土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																							
機械・装置	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。																							
その他の営業費用	<p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>																							
資産区分	資産例示																							
機械・設備・装置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用																							
土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用																							
建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																							

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意												
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成18年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「事業所の従業者数」 事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。 上記において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。 「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="448 936 1422 2042"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 936 699 969">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 936 1422 969">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 969 699 1384">個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 969 1422 1384">個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1384 699 1664">有給役員</td> <td data-bbox="699 1384 1422 1664">個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1664 699 1798">常用雇用者</td> <td data-bbox="699 1664 1422 1798">一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成18年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1798 699 1910">一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td data-bbox="699 1798 1422 1910">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1910 699 2042">パート アルバイトなど</td> <td data-bbox="699 1910 1422 2042">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。	有給役員	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。	常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成18年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	パート アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人
雇用形態区分	内容例示													
個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。													
有給役員	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。													
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成18年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人													
一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人													
パート アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人													

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意																						
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="450 353 1420 875"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 353 699 389">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 353 1420 389">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 389 699 488">臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="699 389 1420 488">「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 488 699 555">総計 (からの合計)</td> <td data-bbox="699 488 1420 555">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 555 699 719">総計(～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</td> <td data-bbox="699 555 1420 719">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 745 699 875">総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td data-bbox="699 745 1420 875">「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="434 907 1449 1070">(4) 「主たる業務」の部門別従事者数 「主たる業務」の部門別従事者数については、「主たる業務」に携わる従事者数(参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p data-bbox="518 1070 1449 1265">( ) 従事者数とは、従業者数(「 」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「主たる業務」以外の業務に従事している人は除きます。この欄では、「主たる業務」に携わる従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div data-bbox="518 1276 1316 1406" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「 」欄の従業者数総計(～の合計)- 別経営の事業所に派遣している人+ 別経営の事業所から派遣されている人のうち、主たる業務に携わる人数(従事者数)</p> </div> <p data-bbox="518 1422 1284 1456">部門別従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="450 1485 1404 2056"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 1485 683 1520">部門区分</th> <th data-bbox="683 1485 1404 1520">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 1520 683 1742">管理・営業部</td> <td data-bbox="683 1520 1404 1742">一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1742 683 1832">システムエンジニア</td> <td data-bbox="683 1742 1404 1832">システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1832 683 1899">プログラマ</td> <td data-bbox="683 1832 1404 1899">システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1899 683 1966">研究員</td> <td data-bbox="683 1899 1404 1966">エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1966 683 2056">その他</td> <td data-bbox="683 1966 1404 2056">オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計 (からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)	総計(～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人	部門区分	内容例示	管理・営業部	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	システムエンジニア	システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人	プログラマ	システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人	研究員	エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人	その他	オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人
雇用形態区分	内容例示																							
臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																							
総計 (からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)																							
総計(～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人																							
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人																							
部門区分	内容例示																							
管理・営業部	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。																							
システムエンジニア	システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人																							
プログラマ	システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人																							
研究員	エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人																							
その他	オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人																							

## 各種物品賃貸業，産業用機械器具賃貸業， 事務用機械器具賃貸業調査票記入注意

この調査票にお答えの内容は、統計上の  
目的以外に使用されることはありません

平成18年11月1日  
経済産業省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。  
調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しと  
なっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

### 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンをうい、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3% 6%、1.5% 2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「主たる業務」( ) について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。  
( ) この調査における「主たる業務」とは、「各種物品賃貸業務」、「産業用機械器具賃貸業務」及び「事務用機械器具賃貸業務」のうち、売上高が多い業務をいいます（以下同じ）。当該各業務の内容は、下記の「調査対象となる事業所」の(1)、(2)及び(3)において記載されている業務となりますので参照してください。

### 調査対象となる事業所

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（JSIC）小分類881 - 各種物品賃貸業又は、同小分類882 - 産業用機械器具賃貸業若しくは、同小分類883 - 事務用機械器具賃貸業に格付けされる事業所です。具体的には、

- (1) 「各種物品賃貸業」は、総合リース業(1)又はその他の各種物品賃貸業(2)を営む事業所が調査の対象となります。

#### 1：総合リース業

産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、産業用機械器具賃貸業（JSIC小分類882）、事務用機械器具賃貸業（同883）、自動車賃貸業（同884）、スポーツ・娯楽用品賃貸業（同885）、その他の物品賃貸業（同889）のJSIC小分類5項目のうちの3項目以上にわたり、かつ、賃貸する期間が1年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する業務をいいます。

#### 2：その他の各種物品賃貸業

物品賃貸業のうち、産業用機械器具賃貸業（JSIC小分類882）、事務用機械器具賃貸業（同883）、自動車賃貸業（同884）、スポーツ・娯楽用品賃貸業（同885）、その他の物品賃貸業（同889）のJSIC小分類5項目のうちの3項目以上にわたる各種の物品を賃貸するものであって、他に分類されない業務をいいます。

(2)「産業用機械器具賃貸業」は、各種産業用に供する生産設備、機械器具（産業機械、工作機械、医療用機器、商業用機械・設備、サービス業用機械・設備等）若しくは各種の建設工事に用いる建設機械器具（オペレータ付きの建設機械器具を含む）の賃貸業務を行っている事業所が調査の対象となります。

(3)「事務用機械器具賃貸業」は、事務用機械器具、電子計算機・同関連機器の賃貸業務を行っている事業所が調査の対象となります。

ただし、以下の業務を行う事業所は、この調査の対象とはなりません。

専ら「自動車」、「スポーツ・娯楽用品」、「その他の物品（衣装、CD、ビデオ等）」のみの賃貸業務を行っている事業所（レンタカー、レンタルショップ、貸衣装業等）

土木・建設業者が、自己の所有する遊休土木・建設機械等を賃貸する場合  
貸シーツ、貸おしぼり等リネンサプライ業（JSIC小分類 8213）

(参考)日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ

（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご覧ください。）

**(1) 各種物品賃貸業（JSIC小分類番号 :881）**

総合リース業（JSIC細分類番号：8811）

産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが他の小分類3項目（ ）以上にわたり、かつ、賃貸する期間が1年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する事業所をいう。

【例示】総合リース業

その他の各種物品賃貸業（JSIC細分類番号：8819）

物品賃貸業のうち、他の小分類3項目（ ）以上にわたる各種の物品を賃貸する性格を有するものであって、他に分類されない事業所をいう。

【例示】各種物品レンタル業

（ ）「他の小分類3項目」とは、次の小分類をいいます。

「小分類882 - 産業用機械器具賃貸業」、「小分類883 - 事務用機械器具賃貸業」、

「小分類884 - 自動車賃貸業」、「小分類885 - スポーツ・娯楽用品賃貸業」、

「小分類889 - その他の物品賃貸業」

**(2) 産業用機械器具賃貸業（JSIC小分類番号 :882）**

産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）（JSIC細分類番号：8821）

主として各種産業の用に供する機械器具（建設機械器具を除く）を賃貸する事業所をいう。

【例示】農業機械器具賃貸業；通信機械器具賃貸業；電話交換機賃貸業；医療機械器具賃貸業；鉱山機械器具賃貸業；金属工作機械賃貸業；金属加工機械賃貸業；プラスチック成形加工機械賃貸業；電動機賃貸業；計測器賃貸業；自動販売機（コインオペレータ）賃貸業；冷蔵陳列棚賃貸業；荷役運搬機械設備賃貸業；コンテナ賃貸業；パレット賃貸業；ボウリング機械設備賃貸業

建設機械器具賃貸業（JSIC細分類番号：8822）

主として各種の建設工事に用いる建設機械器具を賃貸する事業所をいう。主な賃貸物品は、掘さく機械、整地機械、ロードローラ、ランマ、アスファルト舗装機械、建設用クレーン、鋼矢板などである。

【例示】掘削機械器具賃貸業；建設用クレーン賃貸業；整地機械賃貸業；基礎工事用機械賃貸業；仮設資材賃貸業

**(3) 事務用機械器具賃貸業（JSIC小分類番号 :883）**

事務用機械器具賃貸業（電子計算機を除く）（JSIC細分類番号：8831）

主として事務用機械器具を賃貸する事業所をいう。主な賃貸物品は、タイプライタ、会計機械、複写機、タイムレコーダ、金銭登録機、電動計算機などである。

【例示】事務用機械器具賃貸業；電子式複写機賃貸業；会計機械賃貸業；金銭登録機賃貸業；ファイリングシステム用器具賃貸業

電子計算機・同関連機器賃貸業（JSIC細分類番号：8832）

主として電子計算機及び同関連機器を賃貸する事業所をいう。

【例示】電子計算機賃貸業；電子計算機関連機器賃貸業

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに( )書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が現に所在する所在地を記入してください。</p> <p>(3) 「本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、本社が現に所在する所在地を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「x」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(株式会社、有限会社)</u>又は<u>出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)</u>が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)。</p> <table border="1" data-bbox="459 1361 1414 1989"> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1361 660 1480">1 会社</td> <td data-bbox="660 1361 1414 1480">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1480 660 1832">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="660 1480 1414 1832">公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「<u>1 会社</u>」となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1832 660 1989">3 個人経営</td> <td data-bbox="660 1832 1414 1989">個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「 <u>1 会社</u> 」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「 <u>1 会社</u> 」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意						
3	本社・支社別	<p>「事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" data-bbox="459 573 1414 1032"> <tr> <td data-bbox="459 573 659 689">1 単独事業所</td> <td data-bbox="659 573 1414 689">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 689 659 920">2 本 社</td> <td data-bbox="659 689 1414 920">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 920 659 1032">3 支 社</td> <td data-bbox="659 920 1414 1032">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>以下の調査事項 (番号 4～7)については、あなたの事業所のみ金額 (又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p> <p>なお、「リース」に関する調査事項の4 - (主たる業務のリース契約高及び契約件数)及び(主たる業務のリース物件別契約高割合)と調査事項の5 (主たる業務のリース契約高の契約先産業別割合)については、売上高ではなく「契約高」に係る数字 (金額又は割合)を記入してください。</p>								
4	年間売上高、契約高	<p>(1) 「事業所の年間売上高 (消費税額を含む。)」</p> <p>事業所の年間売上高については、あなたの事業所が平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>当該年間売上高には、本社・支社 (営業所)間及び支社 (営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額 (提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p> <p>当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「 の事業所の年間売上高 (消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」</p> <p>上記(1)の「 」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「各種物品賃貸業務(A)」、「産業用機械器具賃貸業務(B)」、「事務用機械器具賃貸業務(C)」及び「その他業務」に分けて業務別売上高を記入してください。</p>						



調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意
4	年間売上高、契約高 (つづき)	<p>「各種物品賃貸業務」、「産業用機械器具賃貸業務」及び「事務用機械器具賃貸業務」の業務の内容については、本記入注意の「調査対象となる事業所」において記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、業務の内訳の割合を記入してください。なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、本記入注意の「5年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業別区分(7～9頁参照)に従ってください。</p> <p>(3) 「主たる業務」の「レンタル年間売上高(消費税額を含む。）」、「リース年間契約高(消費税額を含む。）」及び「リース年間契約件数」</p> <p>「各種物品賃貸業務」、「産業用機械器具賃貸業務」及び「事務用機械器具賃貸業務」のうち、売上高が最も多い業務(「主たる業務」といいます(以下同じ。))の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」について、消費税額を含めて記入してください。なお、対象となる業務については、国内・国外取引を問いません。</p> <p>(「リース」と「レンタル」の区分については、下記の注1及び注2を参照してください。)</p> <p>上記において「リース年間契約高」に記入がある場合は、「リース年間総契約件数」を記入してください。また、当該年間契約総件数の「内訳」について、矢印に従って、契約期間別の件数を別欄に記入してください。</p> <p>注1: 「リース」と「レンタル」の区分は次のとおりです。</p> <p>リース: 物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申し入れができない賃貸契約。</p> <p>レンタル: 「リース」以外の賃貸契約のすべて。</p> <p>注2: 支社がリース契約の申込みを受け、実際に取引をまとめた後、本社が形式的に契約を結んだような場合は支社の契約として取り扱い、支社の契約として調査票に記入してください。本社・支社間での調査票の重複記入のないようにお願いします。</p> <p>また、上記の「リース年間契約総件数」のうち、「保守、管理及び操作の条件(義務)のある契約件数」については、リース契約にあたって、リース会社が賃貸物件の保守、管理及び操作義務を負う条項のあるものの件数を記入してください。</p> <p>(4) 「主たる業務」の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」の物件別割合</p> <p>上記(2)の「」欄で記入した「各種物品賃貸業務(A)」、「産業用機械器具賃貸業務(B)」、「事務用機械器具賃貸業務(C)」の業務のうち、売上高が最も多い業務1つ(=主たる業務)について、本欄(「」欄)の(A)(B)(C)の各業務の表のうち、該当する業務の表のみに、当該業務の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」の物件別の割合を合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p>

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意																										
4	年間売上高、契約高 (つづき)	<p>物件別割合は、下記の物件別区分の内容に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="496 387 1422 1917"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 387 608 421">物件名</th> <th data-bbox="608 387 1422 421">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 421 608 539">産業機械</td> <td data-bbox="608 421 1422 539">自動組立装置、産業用ポンプ、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 539 608 658">工作機械</td> <td data-bbox="608 539 1422 658">旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 658 608 808">土木・建設機械</td> <td data-bbox="608 658 1422 808">掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む)、鋼矢板など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 808 608 904">医療用機器</td> <td data-bbox="608 808 1422 904">診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 904 608 1001">商業用機械・設備</td> <td data-bbox="608 904 1422 1001">業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1001 608 1052">通信機器</td> <td data-bbox="608 1001 1422 1052">有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリなど</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1052 608 1149">サービス業用機械・設備</td> <td data-bbox="608 1052 1422 1149">業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1149 608 1267">その他の産業用機械・設備</td> <td data-bbox="608 1149 1422 1267">鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1267 608 1417">電子計算機・同関連機器</td> <td data-bbox="608 1267 1422 1417">電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1417 608 1561">事務用機器</td> <td data-bbox="608 1417 1422 1561">金銭登録機、タイプライタ、複写機、事務用什器・備品、ワープロ、エアシュータなど</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1561 608 1635">自動車 (自動車賃貸業務)</td> <td data-bbox="608 1561 1422 1635">乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンク車、トレーラなど)、二輪自動車など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1635 608 1917">その他 (スポーツ・娯楽用品賃貸業務及びその他の物品賃貸業務)</td> <td data-bbox="608 1635 1422 1917">上記以外の物件をいいます。 スポーツ・娯楽用品賃貸業務 スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、テント、ヨット、モーターボートなど その他の物品賃貸業務 理化学機器、仮設トイレ、仮設住宅、映画・演劇用の物品、衣裳、音楽・映像等のCD、ビデオ等、美術品、布団、植木、花環、福祉用具など</td> </tr> </tbody> </table>	物件名	内容例示	産業機械	自動組立装置、産業用ポンプ、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など	工作機械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む)	土木・建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む)、鋼矢板など	医療用機器	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など	商業用機械・設備	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など	通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリなど	サービス業用機械・設備	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)など	その他の産業用機械・設備	鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器	電子計算機・同関連機器	電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)など	事務用機器	金銭登録機、タイプライタ、複写機、事務用什器・備品、ワープロ、エアシュータなど	自動車 (自動車賃貸業務)	乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンク車、トレーラなど)、二輪自動車など	その他 (スポーツ・娯楽用品賃貸業務及びその他の物品賃貸業務)	上記以外の物件をいいます。 スポーツ・娯楽用品賃貸業務 スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、テント、ヨット、モーターボートなど その他の物品賃貸業務 理化学機器、仮設トイレ、仮設住宅、映画・演劇用の物品、衣裳、音楽・映像等のCD、ビデオ等、美術品、布団、植木、花環、福祉用具など
物件名	内容例示																											
産業機械	自動組立装置、産業用ポンプ、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など																											
工作機械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む)																											
土木・建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む)、鋼矢板など																											
医療用機器	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など																											
商業用機械・設備	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など																											
通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリなど																											
サービス業用機械・設備	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)など																											
その他の産業用機械・設備	鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器																											
電子計算機・同関連機器	電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)など																											
事務用機器	金銭登録機、タイプライタ、複写機、事務用什器・備品、ワープロ、エアシュータなど																											
自動車 (自動車賃貸業務)	乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンク車、トレーラなど)、二輪自動車など																											
その他 (スポーツ・娯楽用品賃貸業務及びその他の物品賃貸業務)	上記以外の物件をいいます。 スポーツ・娯楽用品賃貸業務 スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、テント、ヨット、モーターボートなど その他の物品賃貸業務 理化学機器、仮設トイレ、仮設住宅、映画・演劇用の物品、衣裳、音楽・映像等のCD、ビデオ等、美術品、布団、植木、花環、福祉用具など																											
注 「主たる業務」が 産業用機械器具賃貸業務(B)又は事務用機械器具																												

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意														
4	年間売上高、 契約高 (つづき)	賃貸業務(Ｃ)の場合、自動車賃貸業務、スポーツ・娯楽用品賃貸業務及びその他の物品賃貸業務による年間売上高は「 」の「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高の「その他業務」に記入してください。														
5	年間売上高 及び年間契約 高の契約先 産業別割合	<p>(1) 「主たる業務」の4- 欄の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」の契約先産業別割合            本調査票の「4- 」欄で記入した「主たる業務」の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」について、契約先(取引相手)の各産業の割合の割合の合計が100%となるようにそれぞれ整数で記入してください。            なお、合計が100%にならない時は、割合の大きいところで調整してください。</p> <p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="496 864 1422 2022"> <thead> <tr> <th>契約先産業</th> <th>業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td>電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td>電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td>情報通信業</td> <td>通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td>卸売・小売業</td> <td>商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業 種 例 示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)	運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等
契約先産業	業 種 例 示															
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業															
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業															
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業															
情報通信業	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)															
運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業															
卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等															

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意																
5	年間売上高及び年間契約高の契約先産業別割合 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 360 667 394">契約先産業</th> <th data-bbox="667 360 1418 394">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 394 667 533">金融・保険業</td> <td data-bbox="667 394 1418 533">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 533 667 566">不動産業</td> <td data-bbox="667 533 1418 566">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 566 667 705">飲食店、宿泊業</td> <td data-bbox="667 566 1418 705">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 705 667 1261">サービス業 (同業者(下記の( )参照)を除く)</td> <td data-bbox="667 705 1418 1261">専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業(同業者を除く調査対象業務(8~9頁の( )参照)、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務))</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1261 667 1294">公務</td> <td data-bbox="667 1261 1418 1294">国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1294 667 1395">同業者</td> <td data-bbox="667 1294 1418 1395">「各種物品賃貸業」又は「産業用機械器具賃貸業」若しくは「事務用機械器具賃貸業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(8~9頁の( )参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1395 667 1816">その他</td> <td data-bbox="667 1395 1418 1816">農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table> <p>( ) 契約先産業区分における「同業者」について          あなたの事業所が「各種物品賃貸業」である場合          ・契約先が「各種物品賃貸業」を営む場合は、「同業者」としてください。          ・契約先が「各種物品賃貸業」以外の調査対象業務を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業(同業者を除く)」としてください。</p>	契約先産業	業種例示	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業	飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	サービス業 (同業者(下記の( )参照)を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業(同業者を除く調査対象業務(8~9頁の( )参照)、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務))	公務	国家及び地方公務	同業者	「各種物品賃貸業」又は「産業用機械器具賃貸業」若しくは「事務用機械器具賃貸業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(8~9頁の( )参照)	その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。
契約先産業	業種例示																	
金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																	
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業																	
飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																	
サービス業 (同業者(下記の( )参照)を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業(同業者を除く調査対象業務(8~9頁の( )参照)、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務))																	
公務	国家及び地方公務																	
同業者	「各種物品賃貸業」又は「産業用機械器具賃貸業」若しくは「事務用機械器具賃貸業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(8~9頁の( )参照)																	
その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。																	

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意				
5	年間売上高及び年間契約高の契約先産業別割合 (つづき)	<p>あなたの事業所が「産業用機械器具賃貸業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約先が「産業用機械器具賃貸業」を営む場合は、「同業者」としてください。</li> <li>・契約先が「産業用機械器具賃貸業」以外の調査対象業務を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業(同業者を除く)」としてください。</li> </ul> <p>あなたの事業所が「事務用機械器具賃貸業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約先が「事務用機械器具賃貸業」を営む場合は、「同業者」としてください。</li> <li>・契約先が「事務用機械器具賃貸業」以外の調査対象業務を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業(同業者を除く)」としてください。</li> </ul> <p>契約先が「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」、「事務用機械器具賃貸業」のいずれかの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。</p> <p>「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」及び「事務用機械器具賃貸業」の各業務の定義は、本記入注意の (1～2頁参照) に従ってください。</p>				
6	年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額	<p>(1) 「事業所の年間営業費用及び「主たる業務」の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>年間営業費用については、<u>あなたの事業所(企業ではありません)と「主たる業務」の両項目ごとにそれぞれ記入してください。</u>なお、「主たる業務」についての区分経理がされていないため項目ごとの記入が困難な場合には、事業所の総売上高に占める「主たる業務」の売上高の比率を用いて事業所の営業費用を按分して、「主たる業務」に係る営業費用を記入してください。</p> <p><u>年間営業費用については、あなたの事業所(企業ではありません。)が平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間にかかった費用について、下記区分に従って記入してください。</u>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却による費用は含めないでください。</p> <p>年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="480 1653 1422 2033"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1653 651 1686">費用区分</th> <th data-bbox="651 1653 1422 1686">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1686 651 2033">給与支給総額</td> <td data-bbox="651 1686 1422 2033"> <p>平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	<p>平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。</p>
費用区分	費用例示					
給与支給総額	<p>平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。</p>					

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意																												
6	年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="480 353 1422 1227"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">貸与資産原価</td> <td>貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金原価</td> <td>貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却費</td> <td>取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借料</td> <td>土地・建物</td> <td>土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td>機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の営業費用</td> <td>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「事業所の過去1年間における営業用有形固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>「事業所の営業用有形固定資産取得額」には、平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用有形固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>年間営業用有形固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業用有形固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="480 1615 1422 2024"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・設備・装置</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分		費用例示	貸与資産原価		貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。	資金原価		貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。	減価償却費		取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)を記入してください。	賃借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機械・装置	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。	その他の営業費用		「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など	資産区分	資産例示	機械・設備・装置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用	土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など
費用区分		費用例示																												
貸与資産原価		貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。																												
資金原価		貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。																												
減価償却費		取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)を記入してください。																												
賃借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																												
	機械・装置	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。																												
その他の営業費用		「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など																												
資産区分	資産例示																													
機械・設備・装置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用																													
土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用																													
建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																													

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意										
7	従 業 者 数	<p>(1) 従業者数は、平成18年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「 事業所の従業者数」            事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。            「個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。            上記 において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。            「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。            派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請（請負業務）の仕事として働いている人をいいます。            従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="466 1055 1422 2063"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 1055 715 1093">雇用形態区分</th> <th data-bbox="715 1055 1422 1093">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1093 715 1507">個人業主 (個人経営の事業主) 及び 無 給 の 家 族 従 業 者</td> <td data-bbox="715 1093 1422 1507"> <p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人                無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人                家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。                調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。                したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1507 715 1821">有 給 役 員</td> <td data-bbox="715 1507 1422 1821"> <p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人                取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1821 715 2063">常 用 雇 用 者</td> <td data-bbox="715 1821 1422 2063"> <p>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人                平成18年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p> <table border="1" data-bbox="518 1957 715 2063"> <tr> <td data-bbox="518 1957 715 2063">一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td data-bbox="715 1957 1422 2063">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内 容 例 示	個人業主 (個人経営の事業主) 及び 無 給 の 家 族 従 業 者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人                無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人                家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。                調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。                したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	有 給 役 員	<p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人                取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>	常 用 雇 用 者	<p>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人                平成18年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p> <table border="1" data-bbox="518 1957 715 2063"> <tr> <td data-bbox="518 1957 715 2063">一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td data-bbox="715 1957 1422 2063">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> </table>	一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人
雇用形態区分	内 容 例 示											
個人業主 (個人経営の事業主) 及び 無 給 の 家 族 従 業 者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人                無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人                家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。                調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。                したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>											
有 給 役 員	<p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人                取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>											
常 用 雇 用 者	<p>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人                平成18年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p> <table border="1" data-bbox="518 1957 715 2063"> <tr> <td data-bbox="518 1957 715 2063">一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td data-bbox="715 1957 1422 2063">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> </table>	一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人									
一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人											

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意																				
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="466 353 1420 833"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 353 715 389">雇用形態区分</th> <th data-bbox="715 353 1420 389">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 389 715 524">パート、アルバイトなど</td> <td data-bbox="715 389 1420 524">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 524 715 627">臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="715 524 1420 627">「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 627 715 696">総計 (からの合計)</td> <td data-bbox="715 627 1420 696">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計 (合計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 696 715 833">総計 (～の合計) のうち、別経営の事業所に派遣している人</td> <td data-bbox="715 696 1420 833">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="466 864 1420 999"> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 864 715 999">総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td data-bbox="715 864 1420 999">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="434 1034 986 1066">(4) 「主たる業務」の部門別従事者数</p> <p data-bbox="485 1066 1445 1196">「主たる業務」の部門別従事者数については、「主たる業務」に携わる従事者数 (参照) を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務 (例えば、就業時間数の多かった部門) で区分してください。</p> <p data-bbox="485 1196 1445 1330">( ) 従事者数とは、従業者数 (「 」欄の総計) から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「主たる業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p data-bbox="485 1330 1388 1397">この欄では、「主たる業務」に携わる従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div data-bbox="485 1411 1347 1545" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="539 1429 1283 1536">「 」欄の従業者数総計 (～の合計) - 別経営の事業所に派遣している人 + 別経営の事業所から派遣されている人 のうち、主たる業務に携わる人数 (従事者数)</p> </div> <p data-bbox="507 1563 1283 1594">部門別従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="466 1626 1420 2042"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 1626 715 1662">部門別区分</th> <th data-bbox="715 1626 1420 1662">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1662 715 1895">管理・営業部門</td> <td data-bbox="715 1662 1420 1895">一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人 有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1895 715 1998">保守・管理・操作部門</td> <td data-bbox="715 1895 1420 1998">保守、管理及び操作の条件 (義務) に基づき、各種賃貸物件の保守、管理及び操作などの業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1998 715 2042">その他</td> <td data-bbox="715 1998 1420 2042">上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計 (からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計 (合計欄)	総計 (～の合計) のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人	部門別区分	内容例示	管理・営業部門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人 有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	保守・管理・操作部門	保守、管理及び操作の条件 (義務) に基づき、各種賃貸物件の保守、管理及び操作などの業務に従事する人	その他	上記以外の業務に従事する人
雇用形態区分	内容例示																					
パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人																					
臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																					
総計 (からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計 (合計欄)																					
総計 (～の合計) のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人																					
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人																					
部門別区分	内容例示																					
管理・営業部門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人 有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。																					
保守・管理・操作部門	保守、管理及び操作の条件 (義務) に基づき、各種賃貸物件の保守、管理及び操作などの業務に従事する人																					
その他	上記以外の業務に従事する人																					



## 広告代理業，その他の広告業調査票記入注意

この調査票にお答えの内容は、統計上の  
目的以外に使用されることはありません

平成18年11月1日  
経 済 産 業 省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。  
調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者(事業所)の控え・保存用として使用してください。

### .基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数(例えば、6.3% 6%、1.5% 2%)で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「主たる業務」( ) について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。  
( ) この調査における「主たる業務」とは、「広告代理業務」と「その他の広告業務」のうち、売上高が多い業務をいいます(以下同じ)。当該各業務の内容は、下記の「 . 調査対象となる事業所」の(1)及び(2)において記載されている業務となりますので参照してください。

### .調査対象となる事業所

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類(JSIC)小分類891-広告代理業又は同小分類899-その他の広告業に格付けされる事業所です。具体的には、

- (1) 「広告代理業」は、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット(ポータルサイト等)、その他の広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告を業務として行っている事業所
- (2) 「その他の広告業」は、  
ア. 屋外において広告物の表示を業務として行っている事業所  
イ. 折込み広告、ダイレクトメール、その他の広告サービスを業務として行っている事業所が調査の対象となります。

なお、(1)及び(2)の業務の具体的内容については、5~6頁の業務種類区分を参考にしてください。

ただし、以下の業務を行う事業所は、「広告代理業、その他の広告業」の調査対象とはなりません。

広告制作業（JSIC 小分類番号 809、細分類番号 8096） 「サービス業務」に該当主として印刷物にかかる広告の企画、制作を行う事業所をいいます。

【例示】広告制作業、広告制作プロダクション

看板・標識機製造業（JSIC小分類番号329、細分類番号3292） 「その他の業務」に該当主として看板及び標識機（電氣的、機械的なものを含む）を製造する事業所をいいます。ネオンサインを製造する事業所も含まれます。

【例示】広告装置製造業、展示装置製造業、標識機製造業、ネオンサイン製造業、看板製造業（看板書き業を除く）、アドバルーン製造業

看板書き業（単純な加工を施すものを含む）（JSIC 小分類番号 909、細分類番号 9094） 「サービス業務」に該当主として屋号などの看板書きを行う事業所をいいます。

商業写真業（JSIC 小分類番号 808、細分類番号 8082） 「サービス業務」に該当主として広告、出版及びその他の業務的使用者のための写真業を行う事業所をいいます。

【例示】商業写真業、宣伝写真業、出版写真業、広告写真業、芸術写真業

他に分類されないその他の事業サービス業（JSIC 小分類番号 909、細分類番号 9099） 「サービス業務」に該当

【例示】メーリングサービス業（メーリングサービス業：郵便物等の差出人から依頼を受けて郵便物等の区分け、発送を行う（発送代行）業務をいいます（日本郵政公社の定義）。）

（参考）日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ

（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご覧ください。）

#### (1) 広告代理業（JSIC小分類番号：891）

主として新聞、雑誌、ラジオ、テレビその他の広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告することを業とする事業所をいいます。

【例示】広告代理業、広告業（広告の代理業を主とするもの）、新聞広告代理業、車両内広告代理業、電柱広告代理業

#### (2) その他の広告業（JSIC小分類番号：899）

屋外広告業（JSIC細分類番号：8991）

主として屋外において広告物（看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板等）の表示を行う事業所をいいます。かかる事業所は、掲示板等を作り修繕し維持を行うこともあります。

【例示】屋外広告業、掲示案内業、アドバルーン業

他に分類されない広告業（JSIC細分類番号：8999）

広告に配る引札の配布、郵便広告サービス、サンプルの配布などのような他に分類されない広告サービスを行う事業所をいいます。

【例示】ちんどん屋、引札配布業、郵便広告業、サンプル配布業

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記 入 注 意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに( )書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が現に所在する所在地を記入してください。</p> <p>(3) 「本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、本社が現に所在する所在地を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「x」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(又は出資金額)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。)</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1093 1412 1518"> <tr> <td>1 会社</td> <td>株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td>2 会社以外の法人・団体</td> <td>公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td>3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							
3	本社・支社別	<p>「事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「x」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を で囲んでください。また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" data-bbox="459 1736 1412 2027"> <tr> <td>1 単独事業所</td> <td>他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td>2 本社</td> <td>他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分散しているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td>3 支社</td> <td>他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分散しているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分散しているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意
<p>以下の調査事項 (番号 4～ 7)については、あなたの事業所のみ金額 (又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>		
4	年間売上高	<p>(1) 「事業所の年間売上高 (消費税額を含む。)」  <u>事業所の年間売上高については、あなたの事業所が平成 17年 11月 1日 から平成 18年 10月 31日までの 1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u>          なお、上記 1年間で記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の 1年間の事業所の売上高を記入してください。          当該年間売上高には、本社・支社 (営業所)間及び支社 (営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額 (提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。          当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「 の事業所の年間売上高 (消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」  <u>上記 (1) の「 」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「広告代理業務」、「その他の広告業務」及び「その他業務」に分けて業務別売上高を記入してください。</u>          「広告代理業務」及び「その他の広告業務」の業務の内容については、本記入注意の「 . 調査対象となる事業所」に記載されている業務 (1～ 2 頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。          「その他業務」には広告業務以外の事業 (業務)の売上高を記入してください。売上高の記入がある場合には、調査票上の矢印に従って「その他業務の内訳」の項目欄に、該当する業務の売上高割合を記入してください。          なお、「その他業務の内訳」の項目欄における業務の内容については、本記入注意の「 5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業別区分 (6～ 7 頁参照)に従ってください。</p> <p>(3) 「 主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合」          「広告代理業務」と「その他の広告業務」のうち、売上高が多い業務 (「主たる業務」といいます (以下同じ。))のみについて、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が 100%となるように整数で記入してください (対象となる業務については、国内・国外取引を問いません。)。なお、合計が 100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。          業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <p>&lt; 広告代理業務 &gt;          広告媒体のスペース又は時間を広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告する業務をいいます。</p>

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意	
4	年間売上高 (つづき)	業務種類区分	内 容 例 示
		新聞広告	新聞(日刊紙、業界紙など)、雑誌(月刊誌、週刊誌、専門誌など)、テレビ(地上波、CS、BS、CATVなど)、ラジオ(AM、FMなど)のマスメディアを広告媒体として行う広告
		雑誌広告	
		テレビ広告	
		ラジオ広告	
		交通広告	鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶などの旅客乗物及び駅など交通機関の建造物を利用して掲示する広告
		S P ・ P R ・ 催 事 企 画	<p>S P (セールスプロモーション)とは、ポスター、カタログ、カレンダー等の印刷物、P O P (ポイント・オブ・パーチェス=店頭販促物など購買時点広告)、ノベルティ(広告主社名入りの鉛筆、灰皿、ライター等の制作)などの広告を取扱うものをいいます。なお、<u>S Pのうち、屋外広告、ダイレクトメール、折込みチラシなどは「その他」に区分して記入してください。</u></p> <p>P R (パブリックリレーションズ)とは、広告主とその受け手との間の良好なコミュニケーションを目的として企業の文化イベント企画を手がけたり、パブリシティ活動としての記者会見設営やニュースリリースの配布や各広告主の依頼に基づいてP R誌の制作代行、企業の周年企画の立案、C I (コーポレート・アイデンティティ:企業のシンボル・マーク、コーポレート・カラーなど)に関するものをいいます。</p> <p>催事(イベント)企画とは、企業などが企業イメージ向上や販売促進のために実施する催事(イベント)等の企画をいいます。</p>
インターネット 広 告	インターネット広告(バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など)、電子メール広告、モバイル広告(携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告)など		
そ の 他	<p>上記以外の広告媒体のスペース又は時間を広告媒体企業と契約し、依頼人のために行う広告業務をいいます。</p> <p>例えば、電話帳広告、映画館・劇場広告、浴場広告、電柱広告、屋外広告・ダイレクトメール・折込みチラシ(S Pの一部)、海外広告(海外の広告媒体を利用して実施する広告)など</p> <p>広告のための調査、広告の企画、広告の開発、広告技術の開発などの売り上げ</p>		
<p>&lt;その他の広告業務&gt;            広告代理業務以外の広告業務をいいます。(屋外における広告物の表示、折込み広告、ダイレクトメール、サンプルの配布などの業務)</p>			

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意												
4	年間売上高 (つづき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 322 651 360">業務種類区分</th> <th data-bbox="651 322 1422 360">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 360 651 398">屋 外 広 告</td> <td data-bbox="651 360 1422 398">広告塔、広告板、屋外のネオンサインなどの屋外の広告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 398 651 499">折込み・ダイレクトメール</td> <td data-bbox="651 398 1422 499">新聞を間接媒体として、新聞販売店を通じて家庭などへ配布するチラシなど印刷物の広告、郵送による印刷物の広告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 499 651 667">インターネット広告</td> <td data-bbox="651 499 1422 667">インターネット広告（バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など）、電子メール広告、モバイル広告（携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告）など * 広告媒体企業自らが直接行うもの（自社媒体）に限る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 667 651 768">そ の 他</td> <td data-bbox="651 667 1422 768">自ら発行するフリーペーパー（タブロイド紙、広告誌など無料のもの）による広告、ポスティング業務、サンプル配布など上記以外の広告サービス</td> </tr> </tbody> </table>	業務種類区分	内 容 例 示	屋 外 広 告	広告塔、広告板、屋外のネオンサインなどの屋外の広告	折込み・ダイレクトメール	新聞を間接媒体として、新聞販売店を通じて家庭などへ配布するチラシなど印刷物の広告、郵送による印刷物の広告	インターネット広告	インターネット広告（バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など）、電子メール広告、モバイル広告（携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告）など * 広告媒体企業自らが直接行うもの（自社媒体）に限る。	そ の 他	自ら発行するフリーペーパー（タブロイド紙、広告誌など無料のもの）による広告、ポスティング業務、サンプル配布など上記以外の広告サービス		
業務種類区分	内 容 例 示													
屋 外 広 告	広告塔、広告板、屋外のネオンサインなどの屋外の広告													
折込み・ダイレクトメール	新聞を間接媒体として、新聞販売店を通じて家庭などへ配布するチラシなど印刷物の広告、郵送による印刷物の広告													
インターネット広告	インターネット広告（バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など）、電子メール広告、モバイル広告（携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告）など * 広告媒体企業自らが直接行うもの（自社媒体）に限る。													
そ の 他	自ら発行するフリーペーパー（タブロイド紙、広告誌など無料のもの）による広告、ポスティング業務、サンプル配布など上記以外の広告サービス													
5	年間売上高の契約先産業別割合	<p>(1) 「主たる業務」の年間売上高の契約先産業別割合について、各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。 なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 1055 635 1093">契約先産業</th> <th data-bbox="635 1055 1433 1093">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 1093 635 1193">建 設 業</td> <td data-bbox="635 1093 1433 1193">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1193 635 1435">製 造 業</td> <td data-bbox="635 1193 1433 1435">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1435 635 1503">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="635 1435 1433 1503">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1503 635 1749">情報通信業</td> <td data-bbox="635 1503 1433 1749">通信業（信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1749 635 2018">運 輸 業</td> <td data-bbox="635 1749 1433 2018">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業 種 例 示	建 設 業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製 造 業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業	通信業（信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）	運 輸 業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業
契約先産業	業 種 例 示													
建 設 業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業													
製 造 業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業													
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業													
情報通信業	通信業（信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）													
運 輸 業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業													

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																		
5	年間売上高の契約先産業別割合高(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 360 635 398">契約先産業</th> <th data-bbox="635 360 1441 398">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 398 635 479">卸 売 ・ 小 売 業</td> <td data-bbox="635 398 1441 479">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 479 635 640">金 融 ・ 保 険 業</td> <td data-bbox="635 479 1441 640">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 640 635 678">不 動 産 業</td> <td data-bbox="635 640 1441 678">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 678 635 840">飲 食 店 ， 宿 泊 業</td> <td data-bbox="635 678 1441 840">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 840 635 1480">サ ー ビ ス 業 (同業者8頁の( )参照を除く)</td> <td data-bbox="635 840 1441 1480">専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業、広告制作業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業(広告代理業又はその他の広告業(8頁の( )参照)、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1480 635 1518">公 務</td> <td data-bbox="635 1480 1441 1518">国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1518 635 1599">同 業 者</td> <td data-bbox="635 1518 1441 1599">「広告代理業」又は「その他の広告業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(8頁の( )参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1599 635 2040">そ の 他</td> <td data-bbox="635 1599 1441 2040">農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業 種 例 示	卸 売 ・ 小 売 業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金 融 ・ 保 険 業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	不 動 産 業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業	飲 食 店 ， 宿 泊 業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	サ ー ビ ス 業 (同業者8頁の( )参照を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業、広告制作業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業(広告代理業又はその他の広告業(8頁の( )参照)、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)	公 務	国家及び地方公務	同 業 者	「広告代理業」又は「その他の広告業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(8頁の( )参照)	そ の 他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。
契約先産業	業 種 例 示																			
卸 売 ・ 小 売 業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																			
金 融 ・ 保 険 業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																			
不 動 産 業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業																			
飲 食 店 ， 宿 泊 業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																			
サ ー ビ ス 業 (同業者8頁の( )参照を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業、広告制作業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業(広告代理業又はその他の広告業(8頁の( )参照)、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)																			
公 務	国家及び地方公務																			
同 業 者	「広告代理業」又は「その他の広告業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(8頁の( )参照)																			
そ の 他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。																			

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
5	年間売上高の契約先産業別割合高 (つづき)	<p>( ) 契約先産業区分における「同業者」について</p> <p>あなたの事業所が「広告代理業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約先が「広告代理業」を営む場合は、「同業者」としてください。</li> <li>・ 契約先が「その他の広告業」を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業 (同業者を除く)」としてください。</li> </ul> <p>あなたの事業所が「その他の広告業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約先が「その他の広告業」を営む場合は、「同業者」としてください。</li> <li>・ 契約先が「広告代理業」を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業 (同業者を除く)」としてください。</li> </ul> <p>契約先が「広告代理業」か「その他の広告業」かの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。</p> <p>「広告代理業」及び「その他の広告業」の業務の定義は、本記入注意の「 .(1) 及び(2) 」(1頁参照)に従ってください。</p>						
6	年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額	<p>(1) 「 事業所の年間営業費用及び「主たる業務」の年間営業費用 (消費税額を含む。) 」について</p> <p>年間営業費用については、あなたの事業所 (企業ではありません。) と「主たる業務」の両項目ごとにそれぞれ記入してください。なお、「主たる業務」についての区分経理がされていないため項目ごとの記入が困難な場合には、事業所の総売上高に占める「主たる業務」の売上高の比率を用いて事業所の営業費用を按分して、「主たる業務」に係る営業費用を記入してください。</p> <p>年間営業費用については、平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間について記入してください。なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="480 1393 1422 2004"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1393 651 1435">費用区分</th> <th data-bbox="651 1393 1422 1435">費 用 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1435 651 1827">給 与 支 給 総 額</td> <td data-bbox="651 1435 1422 1827"> <p>平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間に支給した給与額 (基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの) 及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者 (他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1827 651 2004">外 注 費</td> <td data-bbox="651 1827 1422 2004"> <p>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</p> <p>なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費 用 例 示	給 与 支 給 総 額	<p>平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間に支給した給与額 (基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの) 及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者 (他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。</p>	外 注 費	<p>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</p> <p>なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>
費用区分	費 用 例 示							
給 与 支 給 総 額	<p>平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間に支給した給与額 (基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの) 及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者 (他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。</p>							
外 注 費	<p>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</p> <p>なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>							



調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意																								
6	年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="480 360 1422 1279"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 360 651 398">費用区分</th> <th data-bbox="651 360 1422 398">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 398 651 562">媒体費</td> <td data-bbox="651 398 1422 562">新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、SP (セールスプロモーション)、インターネット等の広告実施に必要な経費 (時間料、掲載費、新聞折込みチラシの折込料など) として支払った費用を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 562 651 640">減価償却費</td> <td data-bbox="651 562 1422 640">取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 640 555 797">賃借料</td> <td data-bbox="555 640 1422 797"> <table border="1" data-bbox="555 640 1422 999"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 640 651 797">土地・建物</th> <th data-bbox="651 640 1422 797">賃借料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 640 651 797">土地・建物</td> <td data-bbox="651 640 1422 797">土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 797 651 999">機械・装置</td> <td data-bbox="651 797 1422 999">機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 999 651 1279">その他の営業費用</td> <td data-bbox="651 999 1422 1279"> <p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「事業所の過去1年間における営業用有形固定資産取得額 (消費税額を含む。)」</p> <p>「事業所の営業用有形固定資産取得額」には、平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間に新たに取得した資産 (新品、中古品、建物など) の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用有形固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>年間営業用有形固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業用有形固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="480 1675 1422 2040"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1675 683 1713">資産区分</th> <th data-bbox="683 1675 1422 1713">資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1713 683 1798">機械・設備・装置</td> <td data-bbox="683 1713 1422 1798">耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1798 683 1877">土地</td> <td data-bbox="683 1798 1422 1877">土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1877 683 2040">建物・その他の有形固定資産</td> <td data-bbox="683 1877 1422 2040">建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	媒体費	新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、SP (セールスプロモーション)、インターネット等の広告実施に必要な経費 (時間料、掲載費、新聞折込みチラシの折込料など) として支払った費用を記入してください。	減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	賃借料	<table border="1" data-bbox="555 640 1422 999"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 640 651 797">土地・建物</th> <th data-bbox="651 640 1422 797">賃借料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 640 651 797">土地・建物</td> <td data-bbox="651 640 1422 797">土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 797 651 999">機械・装置</td> <td data-bbox="651 797 1422 999">機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	土地・建物	賃借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機械・装置	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。	その他の営業費用	<p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>	資産区分	資産例示	機械・設備・装置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用	土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など
費用区分	費用例示																									
媒体費	新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、SP (セールスプロモーション)、インターネット等の広告実施に必要な経費 (時間料、掲載費、新聞折込みチラシの折込料など) として支払った費用を記入してください。																									
減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																									
賃借料	<table border="1" data-bbox="555 640 1422 999"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 640 651 797">土地・建物</th> <th data-bbox="651 640 1422 797">賃借料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 640 651 797">土地・建物</td> <td data-bbox="651 640 1422 797">土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 797 651 999">機械・装置</td> <td data-bbox="651 797 1422 999">機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	土地・建物	賃借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機械・装置	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。																			
土地・建物	賃借料																									
土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																									
機械・装置	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。																									
その他の営業費用	<p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>																									
資産区分	資産例示																									
機械・設備・装置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用																									
土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用																									
建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																									

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意										
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成18年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「事業所の従業者数」 事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。 上記において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。 「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="451 958 1422 2040"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 958 699 994">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 958 1422 994">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 994 699 1420">個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 994 1422 1420">                     個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人                      無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人                      家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。                      調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。                      したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1420 699 1738">有給役員</td> <td data-bbox="699 1420 1422 1738">                     個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人                      取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1738 699 1899">常用雇用者</td> <td data-bbox="699 1738 1422 1899">                     一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人                      平成18年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1899 699 2040">一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td data-bbox="699 1899 1422 2040">                     常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人                 </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。	有給役員	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。	常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成18年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人
雇用形態区分	内容例示											
個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。											
有給役員	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。											
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成18年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人											
一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人											

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意												
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="450 360 1420 972"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 360 699 398">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 360 1420 398">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 398 699 562">パート アルバイト など</td> <td data-bbox="699 398 1420 562">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 562 699 685">臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="699 562 1420 685">「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 685 699 768">総計 (からの合計)</td> <td data-bbox="699 685 1420 768">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 768 699 972">総計(～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</td> <td data-bbox="699 768 1420 972">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="450 1032 1420 1236"> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 1032 699 1236">総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td data-bbox="699 1032 1420 1236">「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="435 1341 987 1375">(4) 「主たる業務」の部門別従事者数</p> <p data-bbox="485 1382 1445 1538">「主たる業務」の部門別従事者数については、「主たる業務」に携わる従事者数(参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p data-bbox="507 1545 1445 1700">( ) 従事者数とは、従業者数(「 」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「主たる業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p data-bbox="485 1706 1426 1783">この欄では、「主たる業務」に携わる従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では、下記の関係による人数となります。</p> <div data-bbox="539 1805 1331 1968" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="564 1830 1315 1946">「 」欄の従業者数総計(～の合計)- 別経営の事業所に派遣している人)+ 別経営の事業所から派遣されている人のうち、主たる業務に携わる人数(従事者数)</p> </div>	雇用形態区分	内容例示	パート アルバイト など	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計 (からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)	総計(～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内容例示													
パート アルバイト など	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人													
臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人													
総計 (からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)													
総計(～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人													
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人													

.調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
7	従業者数 (つづき)	<p data-bbox="512 327 1286 356">部門別従業者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 400 1420 1458"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 400 715 443">部門区分</th> <th data-bbox="715 400 1420 443">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 443 715 808">管理・営業部門</td> <td data-bbox="715 443 1420 808"> <p data-bbox="748 450 1414 517">一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人</p> <p data-bbox="748 528 1414 680">広告主(企業、公共団体など)を担当する窓口、広告主の意向を自社内の各部門への伝達、または広告会社の立案した企画を広告主に持ち込む業務に従事する人</p> <p data-bbox="748 692 1394 763">有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 808 715 931">媒体部門</td> <td data-bbox="715 808 1420 931"> <p data-bbox="748 815 1414 882">広告媒体企業(新聞社、放送局など)との連絡業務に従事する人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 931 715 1218">制作部門</td> <td data-bbox="715 931 1420 1218"> <p data-bbox="748 938 1414 1005">新聞、雑誌の広告やポスターの原稿作成に従事する人</p> <p data-bbox="748 1016 1414 1084">テレビ、ラジオのコマーシャルや番組制作等に従事する人</p> <p data-bbox="748 1095 1414 1167">ダイレクトメール、カタログなどすべての広告、宣伝物の制作業務に従事する人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1218 715 1341">調査・企画・マーケティング部門</td> <td data-bbox="715 1218 1420 1341"> <p data-bbox="748 1225 1414 1292">広告主の製品分析、市場分析、広告企画などの業務に従事する人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1341 715 1458">S P ・ P R ・ そ の 他</td> <td data-bbox="715 1341 1420 1458"> <p data-bbox="748 1348 1414 1453">セールスプロモーション(S P)部門、パブリックリレーションズ(P R)部門、その他など上記以外の業務に従事する人</p> </td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内容例示	管理・営業部門	<p data-bbox="748 450 1414 517">一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人</p> <p data-bbox="748 528 1414 680">広告主(企業、公共団体など)を担当する窓口、広告主の意向を自社内の各部門への伝達、または広告会社の立案した企画を広告主に持ち込む業務に従事する人</p> <p data-bbox="748 692 1394 763">有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</p>	媒体部門	<p data-bbox="748 815 1414 882">広告媒体企業(新聞社、放送局など)との連絡業務に従事する人</p>	制作部門	<p data-bbox="748 938 1414 1005">新聞、雑誌の広告やポスターの原稿作成に従事する人</p> <p data-bbox="748 1016 1414 1084">テレビ、ラジオのコマーシャルや番組制作等に従事する人</p> <p data-bbox="748 1095 1414 1167">ダイレクトメール、カタログなどすべての広告、宣伝物の制作業務に従事する人</p>	調査・企画・マーケティング部門	<p data-bbox="748 1225 1414 1292">広告主の製品分析、市場分析、広告企画などの業務に従事する人</p>	S P ・ P R ・ そ の 他	<p data-bbox="748 1348 1414 1453">セールスプロモーション(S P)部門、パブリックリレーションズ(P R)部門、その他など上記以外の業務に従事する人</p>
部門区分	内容例示													
管理・営業部門	<p data-bbox="748 450 1414 517">一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人</p> <p data-bbox="748 528 1414 680">広告主(企業、公共団体など)を担当する窓口、広告主の意向を自社内の各部門への伝達、または広告会社の立案した企画を広告主に持ち込む業務に従事する人</p> <p data-bbox="748 692 1394 763">有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</p>													
媒体部門	<p data-bbox="748 815 1414 882">広告媒体企業(新聞社、放送局など)との連絡業務に従事する人</p>													
制作部門	<p data-bbox="748 938 1414 1005">新聞、雑誌の広告やポスターの原稿作成に従事する人</p> <p data-bbox="748 1016 1414 1084">テレビ、ラジオのコマーシャルや番組制作等に従事する人</p> <p data-bbox="748 1095 1414 1167">ダイレクトメール、カタログなどすべての広告、宣伝物の制作業務に従事する人</p>													
調査・企画・マーケティング部門	<p data-bbox="748 1225 1414 1292">広告主の製品分析、市場分析、広告企画などの業務に従事する人</p>													
S P ・ P R ・ そ の 他	<p data-bbox="748 1348 1414 1453">セールスプロモーション(S P)部門、パブリックリレーションズ(P R)部門、その他など上記以外の業務に従事する人</p>													